

三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明又は」を「前2項における提出者の説明及び第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第78条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第78条の2中「印刷して」を削り、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」に改める。

第80条中「議員」の右に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第97条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第140条及び第152条中「第37条第2項」を「第37条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、委員会の議案提出、会議録の作成等に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会会議規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 <u>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</u>	(議案の提出) 第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 <u>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</u>	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、会議においては提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 <u>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員</u>	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 会議に付する事件は、会議においては提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 <u>2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。</u>

会に付託することができる。 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。	
(会議録の記載事項) 第78条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名 (6) 議事日程 (7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項 2 議事は、速記法による速記又は録音記録による。	(会議録の記載事項) 第78条 会議録に<u>記載する</u>事項は、次のとおりとする。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名 (6) 議事日程 (7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項 2 議事は、速記法による速記又は録音記録による。
(会議録の配布) 第78条の2 会議録は、議員及び関係者に<u>配布</u>(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。</u>)する。	(会議録の配布) 第78条の2 会議録は、<u>印刷して</u>議員及び関係者に<u>配布する</u>。
(会議録署名議員)	(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員 <u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)</u> は、2人とし、議長が会議において指名する。	第80条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。
(所管事務の調査) 第97条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。	(所管事務の調査) 第97条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が<u>法第109条の2第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。
(資格決定の審査) 第140条 前条の要求については、議会は、<u>第37条第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	(資格決定の審査) 第140条 前条の要求については、議会は、<u>第37条第2項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
(懲罰動議の審査) 第152条 懲罰については、議会は、<u>第37条第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。	(懲罰動議の審査) 第152条 懲罰については、議会は、<u>第37条第2項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。